

# 評議員および役員の報酬および費用弁償に関する規程

社会福祉法人プライム

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人プライム定款第8条および第21条に基づき、評議員および役員の報酬および費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものである。

## (理事長報酬)

第2条 理事長の日常的に支弁される経費として、別表1により報酬を支給する。

## (理事報酬)

第3条 理事は無報酬とする。

## (監事報酬)

第4条 監事は無報酬とする。ただし、決算時の監事監査においては、別表2により報酬を支給する。

## (費用弁償)

第5条 評議員および役員が、その職務のために評議員会および理事会等に出席したときは、別表3により費用を弁償する。

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人プライムの旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。
- 3 評議員および役員がその職務のために負担した費用については実費を弁償する。

別表1 理事長報酬の額

月額 10,000円

別表2 監事報酬の額

日額 20,000円

別表3 費用弁償の額

日額 2,000円

## 附 則

- 1 平成29年4月1日 施行